

物価高騰等でお困りの
市民の皆様・市内事業者様への生活・産業支援策



令和6年4月1日版

市民の皆様への生活支援策一覧

- ① 住居確保給付金
- ② 物価高騰対応低所得世帯給付金(住民税均等割のみ課税世帯)
- ③ 物価高騰対応低所得世帯給付金(子育て世帯への加算)
- ④ 国民年金保険料免除(臨時特例)
- ⑤ 国民健康保険・傷病手当金
- ⑥ 後期高齢者医療制度・傷病手当金
- ⑦ 介護保険料の減免(特例)

市内事業者様への産業支援策一覧

- ① セーフティネット保証5号の認定
- ② 肉用子牛生産者補給金
- ③ 肉用牛肥育経営安定交付金
- ④ 肉豚経営安定交付金
- ⑤ 自給粗飼料増産対策事業費補助金
- ⑥ 岩手県物価高騰対策賃上げ支援金
- ⑦ 岩手県運輸事業者運航支援緊急対策費(第4弾)

市民の皆様へ

① 住居確保給付金

【市民の皆様へ】



概要

- ✓ 一定の条件を満たした方で、就労能力や就労意欲のある方のうち、住居を失った又は失うおそれがある方へ **給付金(家賃)を支給**します。

対象となる方

- 次のいずれかに該当し、就労能力や就労意欲のある方のうち、住居を失った又は失うおそれのある方
 - ① 2年以内に離職又は自営業を廃業した方
 - ② 給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由、当該個人の都合によらずに減少し、離職又は廃業には至っていないが、こうした状況と同程度の状況にある方

申請時の条件

- 次の条件をどちらも満たす必要があります。
 - ① 世帯の月収や預貯金等が一定以下である
 - ② 申請者が主たる生計維持者である

支給上限額

- ① 単身者 31,000円
- ② 2人世帯 37,000円
- ③ 3人～5人世帯 40,000円

支給方法

大家等への代理納付

支給期間

3か月(一定の条件で最大9か月まで延長、再延長が可能です。)

支給開始後の条件

月1回以上、くらしの自立支援センターきたかみで求職活動の確認(書面等による)を受ける

申請先 問合せ先

暮らしの自立支援センターきたかみ (TEL 0197-72-6074)
※ **事前にご連絡のうえ、ご相談ください**



② 物価高騰対応低所得世帯給付金(住民税均等割のみ課税世帯)

概要

- ✓ 物価高騰により家計に大きな影響を受けている、住民税均等割のみ課税世帯等に対して、1世帯あたり7万円を給付します。

対象となる世帯	① 令和5年12月1日(基準日)において、北上市に住民登録がある ② 令和5年度分の住民税均等割のみが課税されている者のみで構成する世帯、または均等割のみ課税されている者と非課税者で構成する世帯 ※住民税が課税されている者の扶養親族等(住民税の課税の算定において、地方税法の規定により控除対象配偶者及び控除対象親族並びに青色事業専従者及び事業専従者に該当する者)のみで構成する世帯を除きます。		
支給額	1世帯につき7万円(1回のみ) ただし、令和5年6月2日以降に転入した世帯、修正申告等によって新たに支給対象となった世帯は、10万円の場合があります。		
通知時期	3月上旬に順次、必要書類を送付しています。	支給時期	令和6年3月下旬から順次支給
申請期限	令和6年4月30日(火)		
申請先 問合せ先	市役所本庁舎1階 地域福祉課 (TEL 0197-72-8213)		



③ 物価高騰対応低所得世帯給付金(子育て世帯への加算)

概要

令和5年度北上市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(1世帯7万円)等の受給世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している世帯に対して、児童1人あたり5万円を給付します。

対象となる世帯

- ・対象世帯
 - ① 令和5年12月1日(基準日)において、北上市に住民登録がある
 - ② 「令和5年度住民税非課税世帯への令和5年度北上市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(追加給付分)(1世帯7万円)」または「令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への令和5年度北上市物価高騰対応低所得世帯給付金(1世帯7万円または10万円)」の支給を受けた世帯
- ・加算対象の児童
令和5年12月1日(基準日)において、同一世帯内に生計を同一にする18歳以下(平成17年4月2日から令和6年4月1日まで生まれた)の児童

通知時期

3月中旬に順次、必要書類を送付しています。

支給時期

令和6年3月下旬から順次支給

支給額

児童1人あたり5万円

申請期限

令和6年4月30日(火)

申請先 問合せ先

市役所本庁舎1階 地域福祉課 (TEL 0197-72-8213)



概要

- ✓ 新型コロナウイルス感染症の影響により、国民年金保険料の納付が困難になった方について、国民年金保険料を免除(臨時特例)します。

対象となる方

- 次の要件をいずれも満たす方
- ① 令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症により収入が減少したこと
- ② 令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当することが見込まれること

対象期間

令和2年2月分以降の国民年金保険料が対象です。
申請できる期間は申請した月の2年1ヶ月前の月分から令和4年度分までとなります。

申請の方法

- 申請書を必要な添付書類とともに、花巻年金事務所または国保年金課国民年金係へ郵送してください
- ※ 申請書等を直接提出していただくことも可能ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、できる限り郵送による手続きをご利用ください。
- 申請書等の様式、必要な添付書類については、日本年金機構のホームページをご確認ください。
<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/0430.html>

問合せ先

- 年金加入者ダイヤル (TEL 0570-003-004)
- 花巻年金事務所 (TEL 0198-23-3351)



概要

- 国民健康保険の被保険者のうち、**令和5年5月7日までに**被用者が新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があるなど感染の疑いがあり、一定期間仕事を休んだことで給与を受け取ることができない場合に、**傷病手当金を支給**します。

対象者

- 次のすべての条件を満たす方
 - ① 北上市の国民健康保険の被保険者であること
 - ② 会社等から給与等の支払いを受けている正社員や契約社員等(アルバイト・パート含む)
 - ③ 労務に服することができない期間の給与等の全部または一部しか受け取ることができない
 - ④ **令和2年1月1日から令和5年5月7日までに**新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われるため、4日以上労務に服することができない

支給対象日

労務に服することができなくなった日から起算して4日目からその労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日。ただし、入院等が継続する場合等は、支給を始めた日から起算して最長1年6か月まで。申請できる期間は、労務に服することができなくなった日ごとに2年以内です。

支給額

(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3×支給対象となる日数
 ※ 給与等の全部または一部を受け取ることができる場合は、支給額が減額または支給されない場合があります。また、支給額には上限があります。

必要書類 持ち物

- ① 国民健康保険傷病手当金支給申請書4種類(世帯主記入用・被保険者記入用・事業主記入用・医療機関記入用) ※申請書は4つの書類で1組です。様式は北上市のホームページからダウンロードできます。
- ② 被保険者本人の認印(スタンプ式ではないもの)
- ③ 被保険者本人または受取代理人名義の普通預金口座(金融機関名、口座番号等)

申請方法

上記必要書類を国保年金課(市役所本庁舎1階8番窓口)へご提出ください。※郵送可

問合せ先

市役所本庁舎1階 国保年金課 (TEL 0197-72-8204)

※北上市国民健康保険以外の保険に加入している場合は、自身が加入している保険者にお問い合わせください。



概要

- ✓ 後期高齢者医療制度の被保険者のうち、**令和5年5月7日までに**被用者が新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があるなど感染の疑いがあり、一定期間仕事を休んだことで給与を受け取ることができない場合に、**傷病手当金を支給**します。

<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 次のすべての条件を満たす方 <ol style="list-style-type: none"> ① 岩手県後期高齢者医療制度の被保険者であること ② 会社等から給与等の支払いを受けている正社員や契約社員等(アルバイト・パート含む) ③ 労務に服することができない期間の給与等の全部または一部しか受け取ることができない ④ 令和2年1月1日から令和5年5月7日までに新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われるため、4日以上労務に服することができない
<p>支給対象日</p>	<p>労務に服することができなくなった日から起算して4日目からその労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日。ただし、入院等が継続する場合等は、支給を始めた日から起算して最長1年6か月まで。申請できる期間は、労務に服することができなくなった日ごとに2年以内です。</p>
<p>支給額</p>	<p>(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3×支給対象となる日数 ※ 給与等の全部または一部を受け取ることができる場合は、支給額が減額または支給されない場合があります。また、支給額には上限があります。</p>
<p>必要書類 持ち物</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 後期高齢者医療傷病手当金支給申請書(様式第1～4号)※申請書は4つの書類で1組です。様式は北上市のホームページからダウンロードできます。 ② 被保険者本人の認印(スタンプ式ではないもの) ③ 被保険者本人または受取代理人名義の普通預金口座(金融機関名、口座番号等)
<p>申請方法</p>	<p>傷病手当金の支給申請をする方には手続きの詳細を説明いたしますので、事前に下記問合せ先までご連絡ください。</p>
<p>問合せ先</p>	<p>市役所本庁舎1階 国保年金課 (TEL 0197-72-8205)</p>



概要

- ✓ 新型コロナウイルス感染症の影響により、介護保険料の納付が困難になった方について、**介護保険料を減免**します。

対象となる方

- 次のいずれかの要件を満たす方
 - ① 新型コロナウイルスの影響により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な疾病を負った第1号被保険者
 - ② 主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下事業収入等)の減少が見込まれ、次のアとイに該当する第1号被保険者
 - ア 事業収入等の額について、前年の収入から**30%以上**減少していること
(事業収入等の額は、保険金等の補填される金額を控除したものとする)
 - イ 前年の所得金額(事業収入等以外の所得を除く)の合計額が**400万円以下**であること

対象となる保険料

令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が定められている第1号被保険者の保険料
 ※対象となる保険料については、令和5年4月1日以降も申請を受付けます。

必要書類

- ① 北上市新型コロナウイルス感染症等に係る介護保険料減免申請書(窓口でお渡しします)
 - ② 下記の添付書類
 - 【新型コロナウイルスの影響により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な疾病を負った場合】
 - 医師の診断書又は死亡診断書
 - 【主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる場合】
 - 減免を受けようとする年及び前年の収入を確認できる書類(給与明細等)
- ※ その他、申請理由について確認できる書類を求めることがあります。

申請方法

上記必要書類を長寿介護課へご提出ください。

申請先 問合せ先

市役所本庁舎1階 長寿介護課 (TEL 0197-72-8219)

市内事業者様へ



概要

- ✓ 新型コロナウイルス感染症により影響等を受けた中小企業者について、一般保証と別枠の保証が利用可能となります。利用には、市が発行する認定書が必要です。

対象となる方

- 次のいずれかの要件を満たす事業者
 - ① 売上減少
 - 指定業種に属する事業を行っており、直近3か月間の売上高等がコロナ前の同月と比較して5%以上減少の事業者
 - ② 原油価格高騰
 - 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにも関わらず、製品等価格に転嫁出来ていない事業者

保証の内容

信用保証協会が、通常の保証限度額とは別枠で借入債務の80%を保証します。

認定に必要な書類

- ①認定申請書(1部) ※適用される要件によって申請書が異なります、②法人にあっては商業登記簿謄本(発行日が3か月以内のもの)、個人にあっては直近の確定申告書の写し、③認定要件を満たす売上高の減少が分かる資料(試算表、売上台帳など)、④委任状(金融機関が認定業務を代行する場合のみ)
※ 認定申請書の様式は、市HPからダウンロード可能です。

利用の方法

- ① 対象となる事業者の方は、認定に必要な書類を市商業観光課までご郵送ください。
- ② 希望の金融機関又は最寄りの信用保証協会に認定書を持参し、保証付き融資を申込みます。

利用上の注意

認定書の有効期限は発行日から30日間
情勢によって、期間が延長になる場合もあります。最新情報は中小企業庁HPを参照

問合せ先

市役所本庁舎3階 商業観光課(TEL 0197-72-8240)

② 肉用子牛生産者補給金

【市内事業者様へ】



概要

- ✓ 4半期毎の肉用子牛の平均売買価格が、保証基準価格を下回った場合に、その期間中に肉用子牛を販売又は自家保留した生産者に対し差額分の補給金を交付します。

対象となる方

肉用子牛生産者

主な条件

- 制度に加入するには事前に申込みの上、契約が必要です。
- 生産者、事務委託先(JA,一般社団法人岩手県配合飼料価格安定基金協会)、公益財団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会の3者契約となります。

対象の期間

5年間を一区切りにした業務対象年間で、何時でも加入可能

問合せ先

(公社)岩手県農畜産物価格安定基金協会 (TEL 019-626-8425)

③ 肉用牛肥育経営安定交付金

【市内事業者様へ】



概要

- ✓ 肉用牛の標準販売価格が標準的生産費を下回った場合に、その差額の9割を交付金として交付します。

対象となる方

肉用牛を販売する目的で、肉用牛の肥育を業として行っている方

主な条件

- 交付金の交付を受けようとする肉用牛の生産者は、業務対象年間の初年度において、(独)農畜産業振興機構に申請し、審査を完了した「登録生産者」となる必要があります。
- 業務対象年間の途中であっても、要件審査を受けることが可能です。

交付金の額

標準販売価格が標準的生産費を下回った場合に、その差額の9割

対象の期間

- 3年間
- ※ ただし、業務対象年間は令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

問合せ先

(一社)岩手県畜産協会 (TEL 019-694-1300)

④ 肉豚経営安定交付金

【市内事業者様へ】



概要

- ✓ 肉豚の標準販売価格が標準的生産費を下回った場合に、その差額を交付金として交付します。

対象となる方

肉豚を販売する目的で、肉豚の肥育を業として行っている方

主な条件

- 交付金の交付を受けようとする肉豚の生産者は、業務対象年間の初年度において、(独)農畜産業振興機構に申請し、審査を完了した「登録生産者」となる必要があります。
- 業務対象年間の途中であっても、要件審査を受けることが可能です。

交付金の額

標準販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割

対象の期間

- 3年間
- ※ ただし、業務対象年間は令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

問合せ先

(独)農畜産業振興機構 畜産経営対策部 養豚経営課 (TEL 03-3583-1150)



概要

✓ 草地更新に要する資材の購入経費に補助金を交付します。

対象となる方

- 市内に住所または所在地を有し、草地更新に取り組む農業経営体(法人含む)
- 市税を滞納していない

対象経費

草地更新に要する資材(種子、肥料、土壌改良剤、農薬など)の購入経費

補助金の額

対象経費の2分の1以内の額とし、補助上限額は次のとおり。1経営体あたりの対象面積の上限は300a。

完全更新…15,000円/10a
簡易更新… 3,000円/10a

申請の方法

■提出書類■

※ 様式は北上市のホームページからダウンロードできます。

- ① 補助金交付申請書
- ② 自給粗飼料増産対策事業実施計画書
- ③ 草地更新を行う農地の地番と面積が分かるもの
- ④ 税務証明書

申請・問合せ先

市役所本庁舎3階 農業振興課 (TEL 0197-72-8238)



概要

✓ 50円以上/時間の賃上げを行う中小企業等に1名あたり50,000円の支援がされます。

対象となる方

次のすべてを満たす事業者

- 県内に事業所を有する中小企業等(公益法人、協同組合、個人事業主等を含む)。
- R5. 4. 1～R6. 9. 30までの期間において、従業員の賃金を前年同月額と比較して1時間当たり50円以上引き上げていること。
- 最低1か月以上、引き上げ後の賃金の支給実績があること。
- 引き上げ後の賃金水準を1年間継続すること。

補助額

従業員1名当たり50,000円、最大20人分
1事業当たり最大1,000,000円(上限)

申請の方法

■提出書類■

※ 岩手県または申請特設HPでご確認ください。

<https://iwate-bukkakoutoutaisaku.pref.iwate.jp/>

■申請先■

岩手県物価高騰対策賃上げ支援事業事務局

■申請相談■

同上

■連絡先

019-601-5981

平日9時から17時まで

問合せ先

岩手県物価高騰対策賃上げ支援事業事務局(TEL 019-601-5981)



概要

- ✓ 燃料価格高騰の影響を受けている運送事業者に1台あたり23,000円が支援されます。

対象となる方

次のすべてを満たす事業者

- 支援金申請書類提出時点において、貨物自動車運送事業に必要な許可、認可又は届出の全てを有し、県内で当該貨物自動車運送業を継続して営んでいる事業者。
- 県内に本社を置く事業者又は県内に支店・営業所等を有する中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- 岩手県暴力団排除条例(平成23年岩手県条例第35号)第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

補助額

1台あたり23,000円

- 支援金申請書類提出時点において、現に営業用として保有する被けん引車を除くトラック等(貨物軽自動車を含む)。
- 東北運輸局岩手運輸支局に登録されている車両であること。(「岩手」ナンバー、「盛岡」ナンバー、「平泉」ナンバー)

申請の方法

■提出書類■

- ※ 添付書類は岩手県HPでご確認ください。
 - ※ 様式は岩手県HPでご確認ください。
- <https://iwate-bukkakoutoutaisaku.pref.iwate.jp/>

【提出先】

〒020-0891

岩手県矢巾町流通センター南二丁目9番1号
公益社団法人岩手県トラック協会

問合せ先

岩手県トラック協会内 支援金事務局 (TEL 019-637-2171)

改定内容(令和6年4月1日更新版)

市民の皆様への生活支援策

- ② 物価高騰対応低所得世帯給付金(住民税均等割のみ課税世帯):申請期間の延長
- ③ 物価高騰対応低所得世帯給付金(子育て世帯への加算):申請期間の延長

市内事業者様への産業支援策

- ④ 肉豚経営安定交付金:対象期間の延長
- ⑦ 岩手県運輸事業者運航支援緊急対策費(第4弾):新規追加

申請受付終了などにより以下の事業を削除

- 岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金(伴走支援資金)
- セーフティネット保証4号の認定
- 北上市中小企業賃上げ支援補助金
- 令和5年度第2回北上市貨物運送事業者運行支援補助金
- 令和5年度北上市公共交通燃料価格高騰対策追加支援金

改定内容(令和6年3月1日更新版)

市民の皆様への生活支援策

- ② 物価高騰対応低所得世帯給付金(住民税均等割のみ課税世帯):**新規追加**
- ③ 物価高騰対応低所得世帯給付金(子育て世帯への加算):**新規追加**

市内事業者様への産業支援策

- ② セーフティネット保証4号の認定:**指定期間の延長**
- ⑧ 北上市中小企業賃上げ支援補助金:**支給要件の変更**
- ⑨ 岩手県物価高騰対策賃上げ支援金:**新規追加**
- ⑩ 令和5年度第2回北上市貨物運送事業者運行支援補助金:**新規追加**

申請受付終了などにより以下の事業を削除

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金
- 灯油購入費等の助成について
- 水道料金等の支払期限の延長

改定内容(令和6年2月1日更新版)

市民の皆様への生活支援策

市内事業者様への産業支援策

- ⑧ 令和5年度北上市公共交通燃料価格高騰対策追加支援金: **新規追加**

申請受付終了などにより以下の事業を削除

改定内容(令和6年1月1日更新版)

市民の皆様への生活支援策

- ② 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金: **新規追加**
- ③ 灯油購入費等の助成について: **新規追加**
- ④ 国民健康保険・傷病手当金: **申請期間の内容変更**
- ⑤ 後期高齢者医療制度・傷病手当金: **申請期間の内容変更**

市内事業者様への産業支援策

申請受付終了などにより以下の事業を削除

- 小学校休業等対応助成金
- 令和5年度北上市貨物運送事業者運行支援補助金

改定内容(令和5年11月1日更新版)

市民の皆様への生活支援策

- ④ 国民健康保険・傷病手当金:申請期間の内容変更
- ⑤ 後期高齢者医療制度・傷病手当金:申請期間の内容変更

市内事業者様への産業支援策

申請受付終了などにより以下の事業を削除

- 産業安定助成金(雇用維持支援コース)
- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

改定内容(令和5年10月1日更新版)

市民の皆様への生活支援策

- ④ 国民健康保険・傷病手当金:対象者、適用期間の内容変更
- ⑤ 後期高齢者医療制度・傷病手当金:対象者、適用期間の内容変更
- ⑦ 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金:新規追加

市内事業者様への産業支援策

- ① 岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金(伴走支援資金):売上高比較の内容変更
- ③ セーフティネット保証4号の認定:申請日の遡れる期間の変更、利用上の注意の内容変更
- ⑨ 北上市中小企業賃上げ支援補助金:新規追加
- ⑩ 令和5年度北上市貨物運送事業者運行支援補助金:新規追加

申請受付終了などにより以下の事業を削除

- 求職者支援制度
- 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
- 雇用調整助成金の特例措置
- 北上市中小企業雇用安定支援助成金
- 北上市小規模企業者家賃等支援補助金

改定内容(令和5年4月1日更新版)

市民の皆様への生活支援策

- ③ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金:対象となる休業期間の変更
- ⑤ 国民年金保険料免除(臨時特例):対象期間の追記
- ⑥ 国民健康保険・傷病手当金:適用期間の延長
- ⑦ 後期高齢者医療制度・傷病手当金:適用期間の延長

市内事業者様への産業支援策

- ② 雇用調整助成金の特例措置:支給要件の変更
- ④ セーフティネット保証4号の認定:申請日の遡れる期間の変更、認定証の有効期限の延長
- ⑪ 北上市小規模企業者家賃等支援補助金:新規追加

申請受付終了などにより以下の事業を削除

改定内容(令和5年3月1日更新版)

市民の皆様への生活支援策

市内事業者様への産業支援策

⑩ 小学校※休業等対応助成金: **制度終了期日を追記**

申請受付終了などにより以下の事業を削除

- 国民健康保険の減免
- 灯油購入費等の助成について 生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策
- 北上市店舗等家賃減額支援補助金(オーナー補助金)
- 北上市エネルギー価格高騰対策補助金
- 北上市電気料金高騰対策補助金
- 畜産農家経営継続支援給付金
- 出荷用野菜苗購入支援事業補助金

改定内容(令和5年2月1日更新版)

市民の皆様への生活支援策

市内事業者様への産業支援策

- ① 岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金(伴走支援資金):**伴走支援資金の追加**
- ④ セーフティネット保証4号の認定:**指定期間の延長**

申請受付終了などにより以下の事業を削除

- 住民税非課税世帯等に対する 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

改定内容(令和5年1月1日更新版)

市民の皆様への生活支援策

- ③ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金:対象となる休業期間の延長、支給額の算定方法の変更、申請期限の追加
- ⑥ 国民健康保険・傷病手当金:適用期間の延長
- ⑦ 後期高齢者医療制度・傷病手当金:適用期間の延長

市内事業者様への産業支援策

- ④ セーフティネット保証4号の指定:指定期間の延長
- ⑨ 北上市中小企業雇用安定支援助成金:判定基礎期間の延長
- ⑫ 北上市エネルギー価格高騰対策補助金:新規追加
- ⑬ 北上市電気料金高騰対策補助金:新規追加
- ⑭ 畜産農家経営継続支援補助金:新規追加
- ⑮ 出荷用野菜苗購入支援事業補助金:新規追加

申請受付終了などにより以下の事業を削除

- 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援

改定内容(令和4年12月1日更新版)

市民の皆様への生活支援策

- ① 住居確保給付金:再申請の期間延長
- ⑥ 国民健康保険・傷病手当金:適用期間の延長
- ⑦ 後期高齢者医療制度・傷病手当金:適用期間の延長
- ⑨ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金:申請期限の延長
- ⑪ 住民税非課税世帯等に対する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金:新規追加

市内事業者様への産業支援策

- ② 雇用調整助成金の特例措置:期間、助成率、上限額の変更

申請受付終了などにより以下の事業を削除

- 生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付
- 総合支援資金(生活支援費)特例貸付
- 地方税の猶予制度
- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金
- 北上市小規模事業者家賃支援補助金(延長分)
- 北上市公共交通燃料価格高騰対策支援金
- 北上市貨物運送事業者運行支援補助金

改定履歴

令和4年9月2日更新

市民の皆様への生活支援策

- ① 生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付:申請受付期間の延長
- ② 住居確保給付金:再申請の期間延長
- ③ 総合支援資金(生活支援費)特例貸付:申請受付期間の延長
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金:支給額の算定方法の変更及び申請期限の延長
- ⑧ 国民健康保険・傷病手当金:適用期間の延長
- ⑨ 後期高齢者医療制度・傷病手当金:適用期間の延長
- ⑩ 介護保険料の減免(特例):対象となる保険料の期間延長
- ⑪ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金:申請期限の延長
- ⑬ 国民健康保険の減免:新規追加(令和4年度分)

市民の皆様・市内事業者様への産業支援策

- ⑩ 北上市中小企業雇用安定支援助成金:判定基礎期間の延長
- ⑪ 北上市小規模企業者家賃支援補助金(延長分):申請の延長
- ⑫ 北上市公共交通燃料価格高騰対策支援金:新規追加
- ⑬ 北上市貨物運送事業者運行支援補助金:新規追加
- ⑭ 北上市店舗等家賃減額支援補助金(オーナー補助金):新規追加
- ⑮ 小学校※休業等対応助成金 :新規追加

申請受付終了などにより以下の事業を削除

- ⑩ 令和4年度きたかみ安心飲食店支援金
- ⑫ 【国事業】事業復活支援金

改定履歴

令和4年8月18日更新

市民の皆様への支援策

- ⑫ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金：第2期受付開始

市民の皆様・市内事業者様への支援策

申請受付終了などにより以下の事業を削除

改定履歴

令和4年5月16日更新

市民の皆様への支援策

- ① 生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付:申請受付期間の延長
- ② 住居確保給付金:再申請期限の延長
- ③ 総合支援資金(生活支援費)特例貸付:申請受付期間の延長
- ④ 求職者支援制度:主な支給要件に係る特例措置期間の延長
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金:申請期間の延長等
- ⑧ 国民健康保険・傷病手当金:適用期間の延長
- ⑨ 後期高齢者医療制度・傷病手当金:適用期間の延長
- ⑪ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金:申請期限の延長

市民の皆様・市内事業者様への支援策

- ⑦ 肉用牛肥育経営安定交付金:対象の期間の延長

申請受付終了などにより以下の事業を削除

- 【国事業】月次支援金(令和3年度事業)
- 後期高齢者医療保険料の減免
- 国民健康保険税の減免
- 危機関連保証
- 【県事業】岩手県飲食店新型コロナ感染対策認証制度
- 【県事業】地域企業経営支援金(令和3年度事業)

改訂履歴

令和4年2月24日更新

市民の皆様への支援策

- ✓ ① 生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付:申請受付期間の延長
- ✓ ② 住居確保給付金:申請期限の延長
- ✓ ③ 総合支援資金(生活支援費)特例貸付:申請受付期間の延長
- ✓ ⑤ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金:支給額の変更 など
- ✓ ⑧ 国民健康保険・傷病手当金:適用期間の延長
- ✓ ⑨ 後期高齢者医療制度・傷病手当金:適用期間の延長
- ✓ ⑬ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金:申請期限の延長
- ✓ ⑭ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金:新規追加

市民の皆様・市内事業者様への支援策

- ✓ ② 雇用調整助成金の特例措置:対象期間の延長 など
- ✓ ⑭ 北上市中小企業雇用安定支援助成金:助成額の変更 など
- ✓ ⑯ 【国事業】事業復活支援金:新規追加
- ✓ ⑰ 北上市小規模企業者家賃支援補助金:新規追加

改訂履歴

令和3年10月12日更新

市民の皆様・市内事業者様への支援策

- ✓ 【国事業】月次支援金(令和3年度事業)を追加

令和3年10月5日更新

市民の皆様・市内事業者様への支援策

- ✓ 【県事業】地域企業経営支援金(令和3年度事業)：1店舗あたりの支給上限額の増額